

立川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

提出者 立川市長 酒井大史

理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の公布による。

立川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

立川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に定める指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5～7 ……略……</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 前項に規定する介護支援専門員の員数の基準は、<u>利用者の数</u>（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第20条第27号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に定める指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5～7 ……略……</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 前項に規定する介護支援専門員の員数の基準は、<u>利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人以上とする。</u></p>

の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1人以上とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 ……略……

2 ……略……

3 管理者は、専ら当該指定居宅介護支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) ……略……

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 ……略……

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づいて作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求

(管理者)

第5条 ……略……

2 ……略……

3 管理者は、専ら当該指定居宅介護支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) ……略……

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 ……略……

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づいて作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6

めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 ……略……

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げる

月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 ……略……

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げる

もの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。
この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
ア ……略……

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（この項後段の規定による電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は第7項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

6 ……略……

7 第5項後段の規定による電磁的方法による提供を受ける旨の同意を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対

もの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。
この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
ア ……略……

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（この項後段の規定による電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は第6項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

5 ……略……

6 第4項後段の規定による電磁的方法による提供を受ける旨の同意を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対

し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第5項後段の規定による電磁的方法による提供を受ける旨の同意をした場合は、この限りでない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第20条 指定居宅介護支援の具体的な取扱いは、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(12) ……略……

(13) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口くう機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供すること。

(14) ……略……

(14)の2 前号に掲げる面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を

し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第4項後段の規定による電磁的方法による提供を受ける旨の同意をした場合は、この限りでない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第20条 指定居宅介護支援の具体的な取扱いは、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3)～(12) ……略……

(13) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口くう機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

(14) ……略……

活用して、利用者に面接することができるものとする。

ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(ア) 利用者の心身の状況が安定していること。

(イ) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(ウ) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

(15)～(26) ……略……

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(28) ……略……

(揭示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができ

(15)～(26) ……略……

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(28) ……略……

(揭示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えるこ

る。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 ……略……

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3) 第20条第2号の3の定めによる身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) ……略……

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第1項の規定による事故の状況及び処置についての記録

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条(前条において準用する場合を含む。))及び第20条第25号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

とができる。

(記録の整備)

第31条 ……略……

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3) ……略……

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条(前条において準用する場合を含む。))及び第20条第25号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によ

2 ……略……	り行うことができる。 2 ……略……
---------	-----------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第10条第5項第2号及び第33条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第24条に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

